

# 災害時における求職者給付の特例措置について

令和5年台風第13号に伴う災害により、令和5年9月8日に 千葉県茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町に災害救助法が適用されました。

このことから、千葉労働局では災害時における求職者給付の支給に関して、以下の特例措置を設けました。

## ● 災害の影響によりハローワークへ来所できない場合の「失業の認定日」の変更について

失業給付を受給している方が、災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出ください。

## ● 災害救助法適用時における支援策について (災害時における求職者給付の支給に関する特例措置)

### 1 概要

この特例措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、災害時における求職者給付を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

### 2 特例措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、災害時における求職者給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける市町村（注①）に所在する事業所に雇用される方（注②）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注③）することとなったため、**一時的に離職を余儀なくされ**、離職前の事業主に再雇用することが予定されている方。

（注①）令和5年9月8日現在、災害救助法の適用を受けた市町村は、**茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町** です。

（注②）雇用保険に6カ月以上加入している等の**受給資格の要件を満たす方**が対象となります。

（注③）災害により**直接被害を受け休廃業**した場合が対象となります。

### 3 制度の留意事項

本特例措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、**当該休業前の雇用保険被保険者であった期間は通算されません**ので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

詳しくは、お近くのハローワーク または、千葉労働局職業安定課にお問い合わせください。

